

転出証明書の郵送請求書

令和 年 月 日

①転出日

令和 年 月 日（新住所に住み始めた日）

☐ 転出証明書再交付希望
※紛失による再交付のみ

※記入した年月日が住民票に記載されます。必ず年月日まで記入してください。

※14日以上経過した転出の場合は、お電話等で届出の内容を確認させていただく場合があります。

※未来の転出予定日は受付できません。（住民基本台帳カード・個人番号カード保持者を除く）

※転出証明書が届かないことがありますので事前に郵便局に転居届の手続きをお願いします。

②届出人	新住所（これから住民登録する新住所地进行を記入。転出証明書送付先）		新世帯主名 ☐ 届出人と同じ ☐ その他（ ）	
	アパート名等			
	（氏名を自署する場合は押印を省略可） ふりがな 氏名 印		転出者と届出人の関係 ☐ 本人 ※本人以外は原則届出できません （ ）	
	連絡先（平日 8：30～17：00） （携帯・自宅・勤務先・呼出）TEL			
③旧住所	愛媛県北宇和郡鬼北町大字		旧世帯主 ☐ 届出人と同じ ☐ （ ）	
	アパート名等			
④転出した人		ふりがな 氏 名	生 年 月 日	マイナンバーカード 住民基本台帳カードの有無
	1		明 大 令 昭 平 年 月 日	有・無
	2		明 大 令 昭 平 年 月 日	有・無
	3		明 大 令 昭 平 年 月 日	有・無
	4		明 大 令 昭 平 年 月 日	有・無
	5		明 大 令 昭 平 年 月 日	有・無
⑥特例転出入を希望する場合のみ記入して下さい。 （カードの写しを添付して下さい）		※カードの種類を選択 ☐ 住民基本台帳カード ☐ 個人番号カード		※住民基本台帳カード又は個人番号カード保持者が転出した日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に届出の場合に適用。この期間を過ぎるとカードは失効し使用できなくなります。
★送付内容確認欄（封入前にご確認下さい）				
☐ 転出届（①～④を全て記入） ☐ 本人確認資料 ☐ 返信用封筒（切手・宛名）※特例転出は返信用封筒不要				

※次頁の請求方法及び注意事項をご確認のうえご請求下さい。

郵送による転出証明書の請求方法及び注意事項

①転出証明書郵送請求書

- ・請求書の届出人欄は自署をお願いします。(コピーや印字されたものは必ず押印をお願いします)
 - ・確認事項がある場合、ご連絡いたしますので昼間(8:30～17:00の間)連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。
 - ・郵送による転出届はすでに転出された方のみ受付しております。(未来の日付で届出はできません。)
 - ・郵便による転出届は原則「異動される本人のみ」または同世帯の方のみしか受付けておりません。
 - ・住民基本台帳カード、個人番号カードをお持ちの方はカードによる特例転出ができます。
- 転出がすでに終わっている場合には、転出した日から14日以内、転出予定の場合は、予定日から30日以内に届出の場合適用できます。この期限を過ぎるとカードが失効し使用できなくなります。

②本人確認書類

- ・届出人の本人確認資料のコピーを添付してください。
- ・運転免許証や健康保険証、住民基本台帳カード、個人番号カード(表面のみ)、在留カード等
- ・有効期限内のものをお願いします。

③返信用封筒

- ・届出人の住所・氏名を記入し切手(460円分)を貼ってください。
※460円の内訳: 定形内郵便110円+簡易書留料金350円
転出証明書は個人番号が記載されるため簡易書留で送付します。
- ・転出証明書の送付先は新住所地に限ります。
- ・特例転出(住民基本台帳カード、個人番号カードによる転出)の場合は、返信用封筒は不要です。
- ・外国に転出の場合は、返信用封筒は不要です。(受理後も転出証明書等の発送はございません。)

☆郵便局に転居届をしていない場合は、郵便物が新住所に届かない場合がありますので必ず手続きをすませてください。(手続きには日数がかかります) 転居届についてはお近くの郵便局にお問い合わせください。

【その他】

- ※代理人の場合は、上記①②③の他、郵送用の委任状、代理人の本人確認書類が必要となります。
- ※転出証明書が届きましたら、お早めに新しく住んでいる市区町村役場に「転入届」を提出してください。
- ※転入手続きについては、新しく住んでいる住所地市町村にご確認ください。
- ※内容に不備があり連絡がつかない場合は、やむをえず返送させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

上記①+②+③をご準備の上、下記送付先に請求してください。

《送付先》

〒798-1395

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 鬼北町役場町民生活課戸籍住民係 宛て

(問い合わせ先) TEL 0895-45-1111 内線2112・2171

郵便物の配達状況及び書類審査の状況により返送に数日かかる場合があります。

余裕をもってご請求くださいか、送付返信用とも速達分(切手300円×往復分)を追加願います。